



国 総 政 第 6 号

平成20年4月28日

社会資本整備審議会

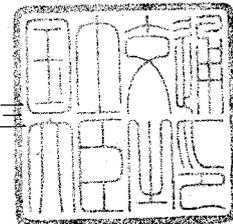
会長 張 富士夫 殿

交通政策審議会

会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣

冬 柴 鐵



社会資本整備重点計画の策定について

標記について、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条の規定に基づき作成する案について、貴審議会の意見を求める。



国社整審第1号
平成21年2月24日

計画部会
部会長 金本 良嗣 殿

社会資本整備審議会
会長 張 富士夫



社会資本整備重点計画の策定について

平成20年4月28日付国総政第6号により当審議会に諮問された「社会資本整備重点計画の策定について」については、社会資本整備審議会運営規則第9条第2項の規定により、当審議会計画部会に付託します。

国交政審(交)第13号
平成21年2月24日

交通政策審議会
交通体系分科会長 殿

交通政策審議会
会長 御手洗 富士夫



交通政策審議会交通体系分科会への付託について

国土交通大臣から本審議会に対し、「社会資本整備重点計画の策定について」について意見を求められましたので、交通政策審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき、交通体系分科会において審議され、その結果を報告されるようお願いいたします。

国交政審(交)第14号
平成21年2月24日

交通体系分科会
計画部会長 殿

交通体系分科会長
森地



交通政策審議会交通体系分科会計画部会への付託について

交通政策審議会から本分科会に対し、「社会資本整備重点計画の策定について」について付託されましたので、交通体系分科会運営規則第8条第2項の規定に基づき、計画部会において審議され、その結果を報告されるようお願いいたします。



国社整審（計）第1号
平成21年3月24日

社会資本整備審議会
会長 張 富士夫 殿

計画部会
部会長 金本 良嗣



社会資本整備重点計画の策定について

平成21年2月24日付国社整審第1号により当部会に付託された「社会資本整備重点計画の策定について」について、下記のとおり議決しましたので報告します。

記

社会資本整備重点計画（案）についてはおおむね妥当である。ただし、計画の実施に当たり、次の事項に留意すること。

- 1 計画の推進に当たっては、現下の厳しい経済状況に対応し、機動的かつ戦略的な社会資本整備に努めること。
- 2 計画の推進に当たっては、引き続き社会資本整備の改革を進め、重点的、効果的かつ効率的な社会資本整備に努めること。
- 3 地方ブロックの社会資本の重点整備方針のとりまとめに際しては、関係地方公共団体等との意思疎通を密接にし、広域地方計画とも連携し、地域の独自性に配慮した内容となるように努めること。

国交政審(交)第15号
平成21年3月24日

交通体系分科会長 殿

計画部会長
森地



社会資本整備重点計画の策定について

交通政策審議会交通体系分科会計画部会は、「社会資本整備重点計画の策定について」について、平成21年2月24日付国交政審(交)第14号をもって付託されていたところ、下記のとおり審議の結果を報告します。

記

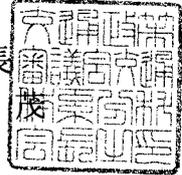
社会資本整備重点計画(案)についてはおおむね妥当である。ただし、計画の実施に当たり、次の事項に留意すること。

- 1 計画の推進に当たっては、現下の厳しい経済状況に対応し、機動的かつ戦略的な社会資本整備に努めること。
- 2 計画の推進に当たっては、引き続き社会資本整備の改革を進め、重点的、効果的かつ効率的な社会資本整備に努めること。
- 3 地方ブロックの社会資本の重点整備方針のとりまとめに際しては、関係地方公共団体等との意思疎通を密接にし、広域地方計画とも連携し、地域の独自性に配慮した内容となるように努めること。

国交政審(交)第16号
平成21年3月24日

交通政策審議会長
御手洗 富士夫 殿

交通体系分科会長
森地



社会資本整備重点計画の策定について

交通政策審議会交通体系分科会は、「社会資本整備重点計画の策定について」について、平成21年2月24日付国交政審(交)第13号をもって付託されていたところ、下記のとおり審議の結果を報告します。

記

社会資本整備重点計画(案)についてはおおむね妥当である。ただし、計画の実施に当たり、次の事項に留意すること。

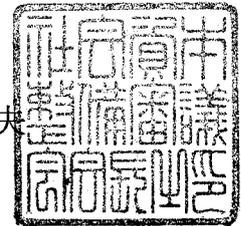
- 1 計画の推進に当たっては、現下の厳しい経済状況に対応し、機動的かつ戦略的な社会資本整備に努めること。
- 2 計画の推進に当たっては、引き続き社会資本整備の改革を進め、重点的、効果的かつ効率的な社会資本整備に努めること。
- 3 地方ブロックの社会資本の重点整備方針のとりまとめに際しては、関係地方公共団体等との意思疎通を密接にし、広域地方計画とも連携し、地域の独自性に配慮した内容となるように努めること。



国社整審第42号
国交政審(交)第17号
平成21年3月25日

国土交通大臣
金子 一義 殿

社会資本整備審議会
会長 張 富士夫



交通政策審議会
会長 御手洗 富士夫



社会資本整備重点計画の策定について

標記について、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条の規定に基づき作成された案について、平成20年4月28日付け国総政第6号をもって意見を求められていたところ、下記をもって両審議会の意見とします。

記

社会資本整備重点計画（案）についてはおおむね妥当である。ただし、計画の実施に当たり、次の事項に留意すること。

- 1 計画の推進に当たっては、現下の厳しい経済状況に対応し、機動的かつ戦略的な社会資本整備に努めること。
- 2 計画の推進に当たっては、引き続き社会資本整備の改革を進め、重点的、効果的かつ効率的な社会資本整備に努めること。
- 3 地方ブロックの社会資本の重点整備方針のとりまとめに際しては、関係地方公共団体等との意思疎通を密接にし、広域地方計画とも連携し、地域の独自性に配慮した内容となるように努めること。